

平成28年4月19日

「地制調答申に対する意見書」に対する意見（抄）

岡山弁護士会所属  
弁護士 小林 裕彦

## 1 監査基準

- 統一的な監査基準は画一的な監査等を強いる弊害があるというが、答申では、「地方公共団体が地域の実情にも留意して専門家や実務家等の知見も得ながら共同して定めることが適当である。」とされている。  
そもそも監査においては、ある程度の画一性は必要ではないのか。ばらばらな監査のやり方だと、地方公共団体のガバナンスの達成状況の比較さえしにくいし、答申も指摘しているとおり、住民にも分かりにくい監査になるのではないのか。
- 監査を行うに当たって、監査基準を設けるべきという一般的に当然と考えられる答申に対し、本来ルールとか基準の策定と遵守をコンプライアンス的視点から発信すべき日弁連が画一的な監査等の弊害といった抽象的な理由で反対を唱えているのか。

## 2 修了要件を伴う研修

- 監査委員監査も包括外部監査もピンキリがあることを直視すべき。  
むしろ監査の品質を向上させるため、修了要件を伴う研修は当然ではないのか。  
弁護士も品質の高い自治体監査を行うべきであり、そうであれば、研修において財務会計論（簿記、財務諸表）や監査論の基本ぐらひはやった方がいいのではないのか。地方自治法や地方財政論等は言うまでもないが、監査委員さんや公認会計士さんらと自治体監査のあり方についていろいろ議論しながら集合研修を受けたいのではないのか。

## 3 全国的な協同組織

- 監査はそれぞれの地方公共団体が責任を持って行うことを前提に、情報提供や研修等を行うだけの全国的な協同組織を設けることが何故地方分権に反するのか。
- 全国的な協同組織を作ると、「全国の地方公共団体や監査従事者にコストや負担を強いる」とあるが、全国組織が一体具体的に何をしたらそのような大変なことになるのか。

## 4 まとめ

- 現状ではむしろ包括外部監査を活用するという肯定的な方向性で答申が書かれている。  
かかる状況で、監査基準とか研修といったいわば監査業務にとっては当然と考えられることを日弁連として反対するのが適切か。  
意見書が単に相手にされないだけならまだ良いが、むしろ、監査基準や研修まで否定するような日弁連や弁護士には自治体監査は向いていないという流れになるリスクはないか。
- 弁護士が包括外部監査の資格者とされている以上、揚げ足取り的な意見を出さずに、むしろ、その与えられた監査権限の質を高める方向での建設的な意見を監査対象の監査協力義務とともに出すべきではないか。